

# 第二期地方分権改革に向けて 愛知県の提言(概要)

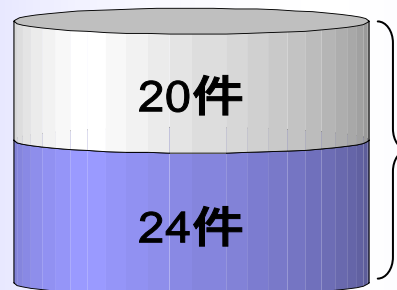
第二期地方分権改革は地方に真の活力をもたらし  
国全体を元気にするものでなければならない

地方の側からの具体的な提案

権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等

知事会提案(171件)のうちさらに  
内容を拡充して提案するものなど

愛知県独自の提案



計44件の  
具体的な提案

+

税財政のあり方

・応益負担を原則に国と  
地方の役割に応じた安定的な  
地方税制の構築

・地方交付税の充実強化

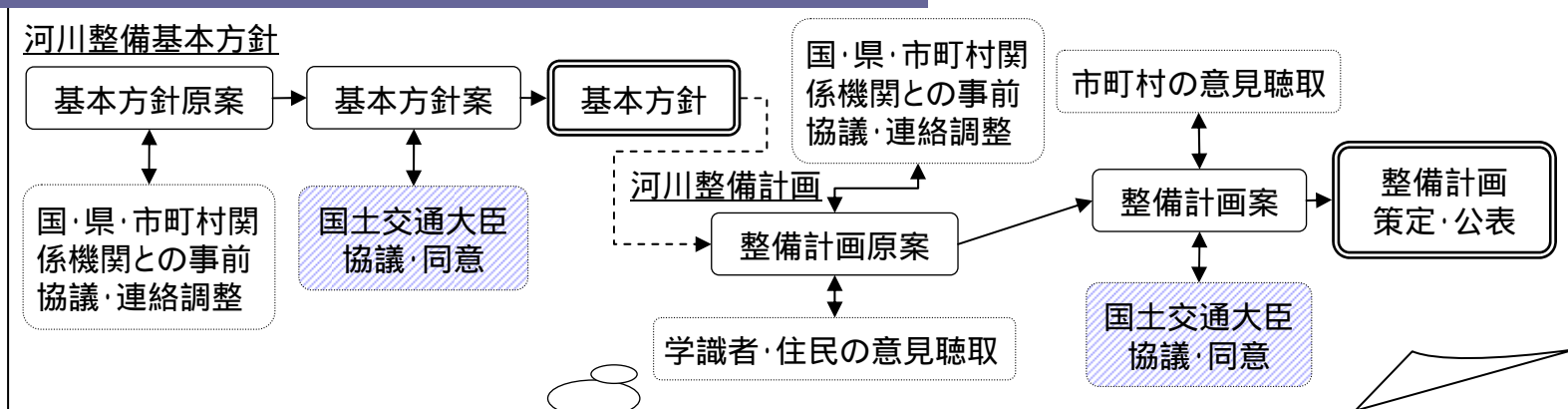
## ● 権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等

(提案の具体例)

- 二級河川の河川整備基本方針・河川整備計画の策定に係る国土交通大臣の同意を要する協議の廃止 1
  - バス路線の維持に関する事務の移譲 2
  - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出受理、勧告、基準に適合する旨の認定権限等の移譲 3
  - ベンチャー・中小企業の支援に関して(独)中小企業基盤整備機構が実施する事業の移管 4
  - (参考)愛知県特区の事例 5
- ## ● 地方税財政のあり方 7

# 二級河川の河川整備基本方針・河川整備計画の策定に係る国土交通大臣の同意を要する協議の廃止

## 現行制度における基本方針・整備計画策定フロー(二級河川)



## 愛知県における支障事例

- 事前協議が何度も必要
- 審査にも長期間が必要

## 改革案

二級河川の河川整備基本方針・河川整備計画に係る同意を要する協議を廃止し、報告制度に改める

## 期待できる効果

地域のニーズに即した迅速な河川整備

# バス路線の維持に関する事務の移譲

(愛知県独自提案)

## 現行制度

地方運輸局(国土交通大臣)がバス路線の維持に関する権限を行使

- ・ バス事業の参入・撤退等の許認可事務(道路運送法に基づく事務)  
事業許可、運賃等認可、計画変更届出、事業の休廃止届出 etc...
- ・ バス路線の維持に係る助成措置・運用の基準策定等  
経常収益が経常費用の11/20以上の路線、複数市町村にまたがりキロ程が10km以上、  
1日当たりの輸送量が15人以上、1日当たり運行回数3回以上 etc...

## 愛知県における現状

近年、バス路線の廃止が相次ぐ

- ・ 50以上の系統の廃止申出

## 愛知県における支障事例

▶ 全国一律の基準がネックとなって  
助成できない

- ・ 市町村合併前であれば「複数市町村にまたがる」路線でも新たな補助対象にできない

## 改革案

バス事業の参入・撤退等の許認可事務、  
バス路線の維持に係る助成措置・運用の  
基準策定等の事務を財源とともに県  
に移譲

## 期待できる効果

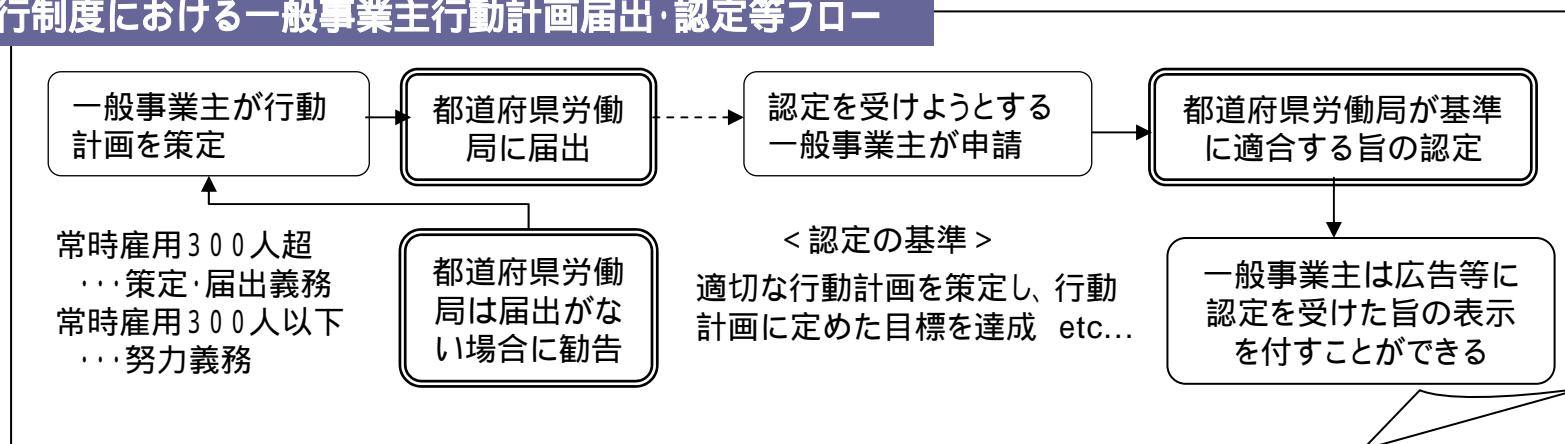
本来地方の役割である地域住民の足を確保するためのバス路線の確保について、地方の実情に応じた運行維持対策を講じることができる

- ・ 地域住民の意見を反映した真に必要なとされるバス路線の設定
- ・ 路線の廃止を未然に防止

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出受理、勧告、基準に適合する旨の認定権限等の移譲

(愛知県独自提案)

## 現行制度における一般事業主行動計画届出・認定等フロー



## 愛知県における現状

県少子化対策推進条例に基づき事業者の取組を促進

- ・ 行動計画を策定して子育て支援に取り組む企業をファミリー・フレンドリー企業として登録 etc...

## 愛知県における支障事例

- 都道府県労働局が権限に基づき保有している計画策定企業に関する情報が十分活用できない
- ・ 労働局は、常時雇用300人以下(任意届出)の企業名のみ提供

## 改革案

一般事業主行動計画に関する権限を県に移譲

## 期待できる効果

県による次世代育成支援対策の一元的実施

- ・ 産業、労働、福祉、教育など各部門の連携
- ・ 地域の住民・企業との協働

# ベンチャー・中小企業の支援に関して(独)中小企業基盤整備機構が実施する事業の移管

## 現状

(独)中小企業基盤整備機構が、高度な専門性を要する事業や県域を越える企業活動を支援する事業に限らず、ベンチャー企業や中小企業に対する支援事業を網羅的に実施

(例) 窓口相談事業 販路開拓支援 経営者、管理者に対する各種研修  
アドバイザー派遣 ビジネスマッチング事業 知的財産に関するアドバイス etc...

## 愛知県における支障事例

▶「あいち産業振興機構」等の  
地元機関の支援事業と重複が発生

- ・ 企業にとってメニューや窓口が不明確
- ・ 非効率的なサービス体制

## 改革案

(独)中小企業基盤整備機構が実施しているベンチャー支援・経営支援事業のうち、広域的・国際的な販路開拓、大口の資金助成、人材育成等を除く事業を廃止  
財源を自治体を通して地元の中核的支援機関に移管

## 期待できる効果

本来地方が努力すべき課題である地域の新しい産業の創出に向けて...

- ・ 地元の中核的支援機関「あいち産業振興機構」のワンストップサービスの充実
- ・ 地域の他の支援機関との連携による効果的・効率的な支援体制を構築

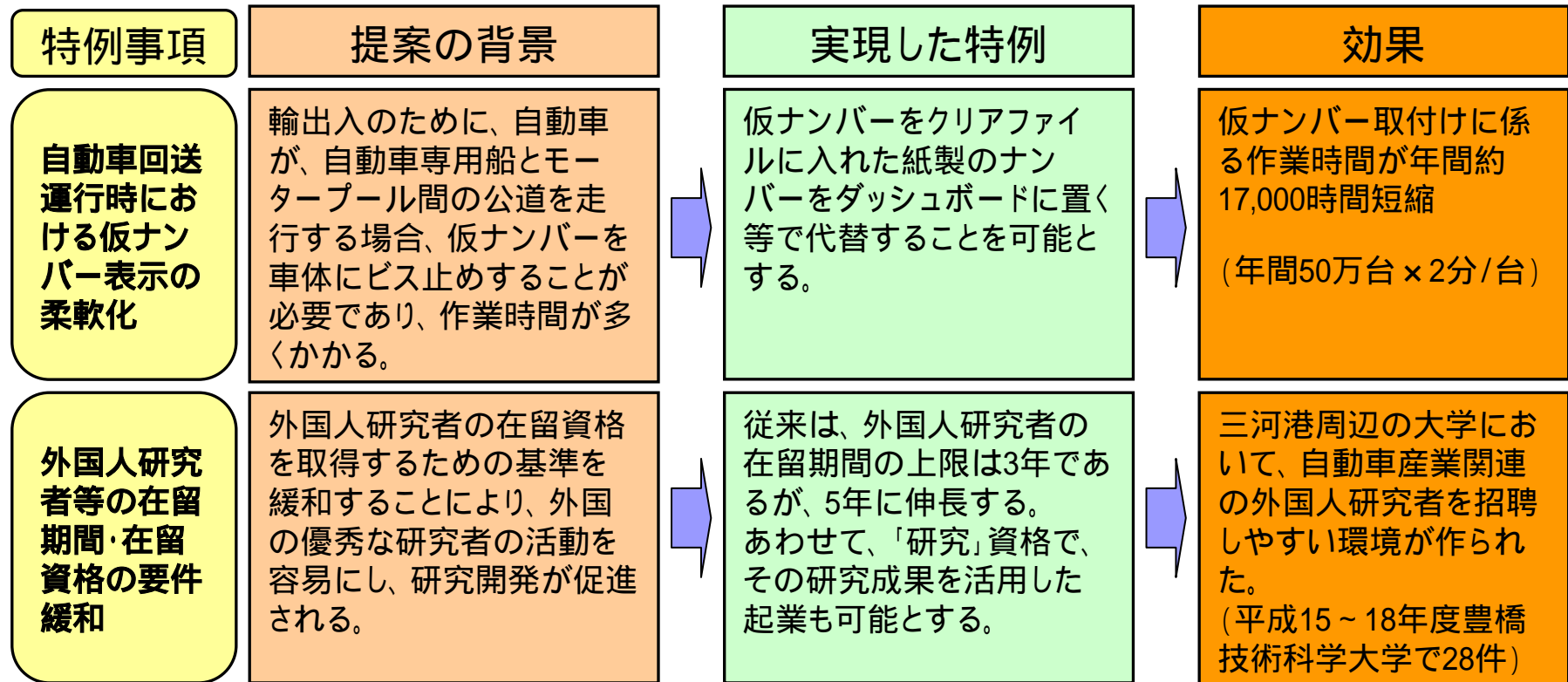
# 愛知県の特区の事例

## 国際自動車特区

平成15年5月認定(申請主体:愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市及び御津町)

### < 計画の目的 >

わが国の輸入自動車の約45%を占め、内外の主要自動車企業が集積する三河港地域において、自動車流通機能を高めるとともに、自動車関連技術の研究開発を促進することにより国際自動車産業都市の実現を目指す。



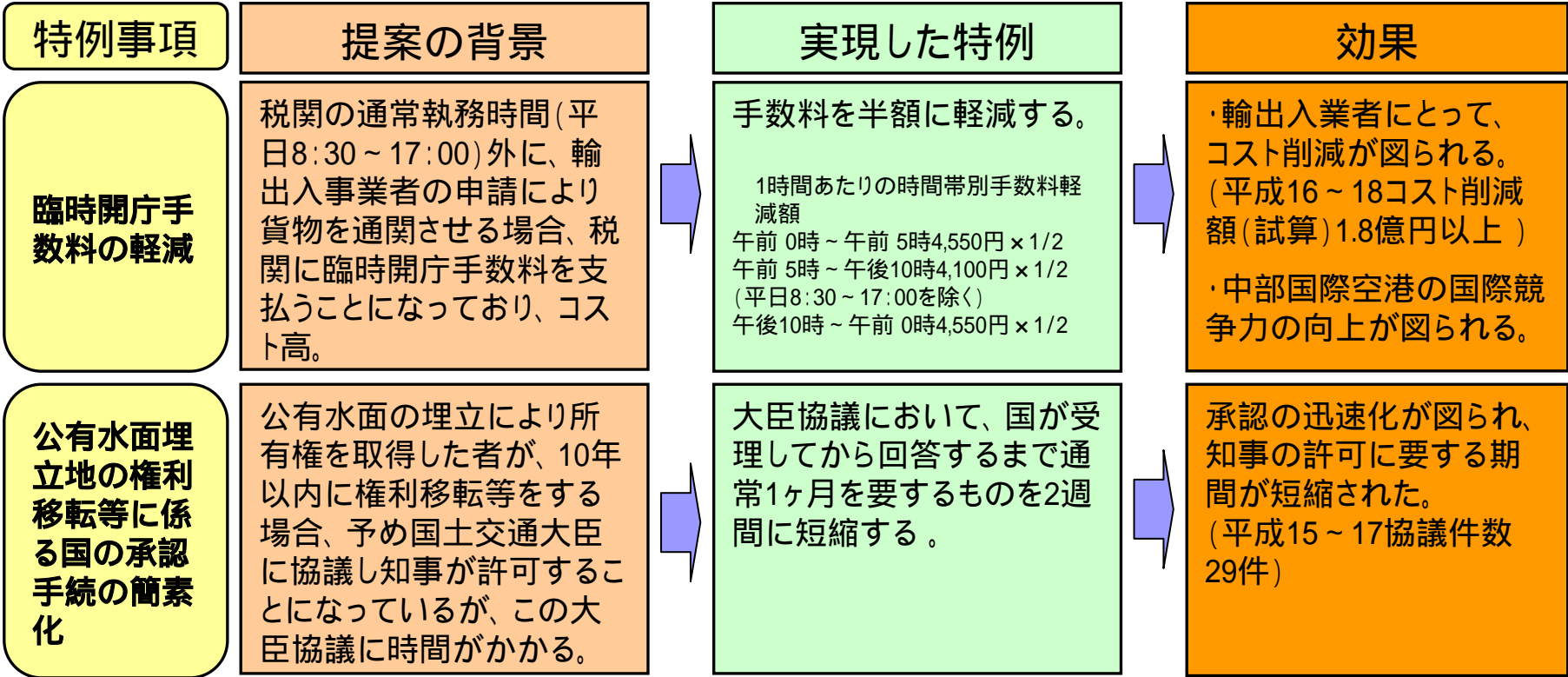
# 中部臨空都市国際交流特区

平成15年5月認定(申請主体:愛知県)

中部国際空港(セントレア)



< 計画の目的 >  
 中部国際空港近接部において、24時間空港の開港や製造業の集積地としての優位性を背景に、国際空港機能を活用した国際物流拠点、国際ビジネス交流拠点の形成及び産業集積を図る。



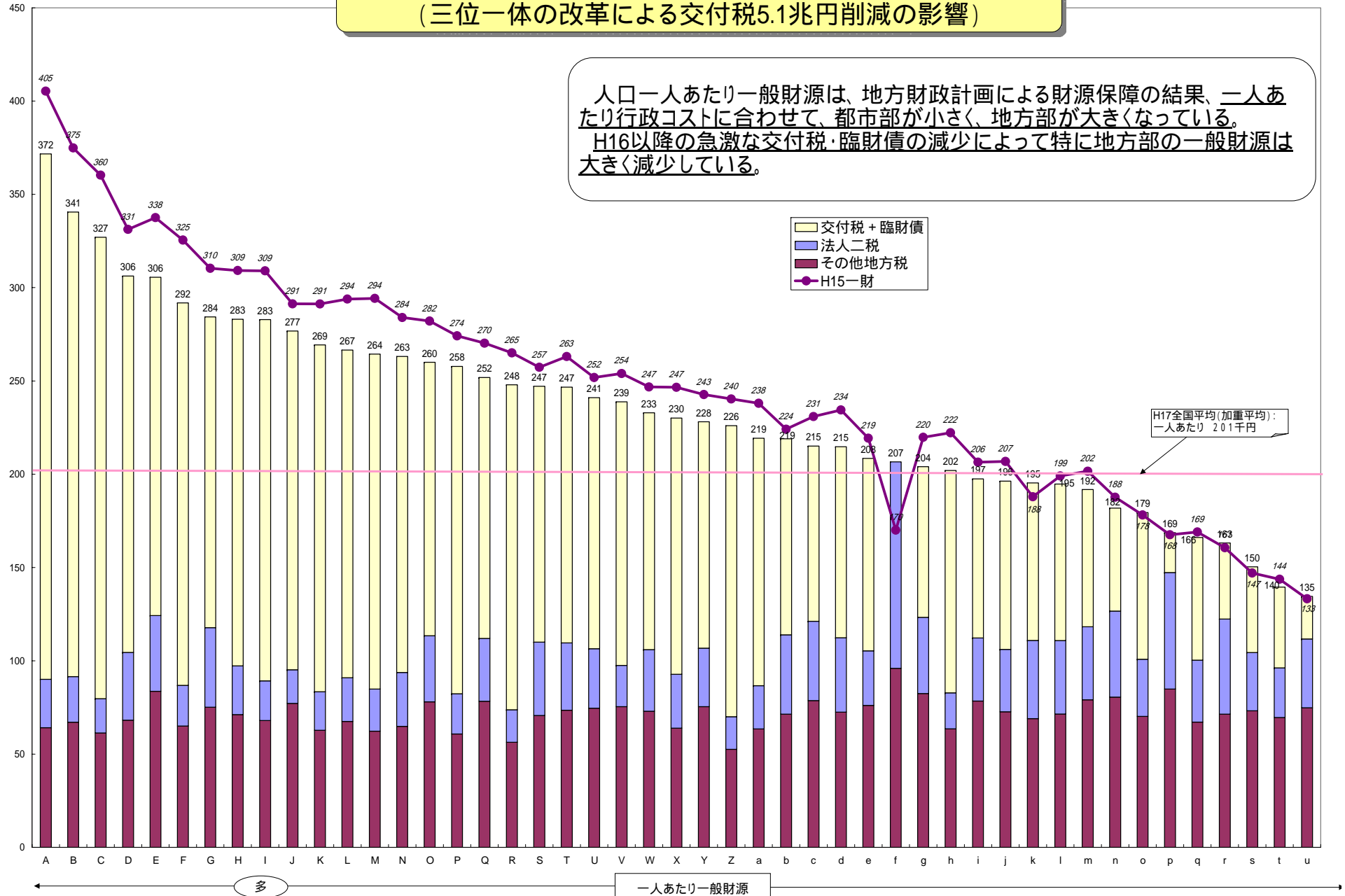


## 地方税財政のあり方

- 地方税における応益負担の原則を基本として、国と地方の役割分担に応じて、税源移譲により、税源の偏在性が少なく安定性を備えた地方税制を構築すべき
- 地域間の財政力格差を、法人二税を中心とした地方税制の見直しで是正する動き
- 地方法人課税は、道州制を見据えるとますます必要  
法人二税は、地域経営の自立性を高めるために必要な基幹税  
将来の道州制を見据えても、グローバル化が進む中で、道州が、世界との競争力を備えた地域として発展していくためには、法人課税の意義は大きい
- そもそも地方税源の偏在はかなり縮小、地域間の財政力の調整は地方交付税の役割  
地方の財政状況が悪化した大きな要因は、交付税等の5.1兆円削減  
税収の偏在を是正しても、地方交付税が減るだけ
- 地方交付税の充実強化、さらには地域経済の立て直しこそが地域間の格差の是正

## 平成17年度と平成15年度の人口一人あたり一般財源の比較 (三位一体の改革による交付税5.1兆円削減の影響)

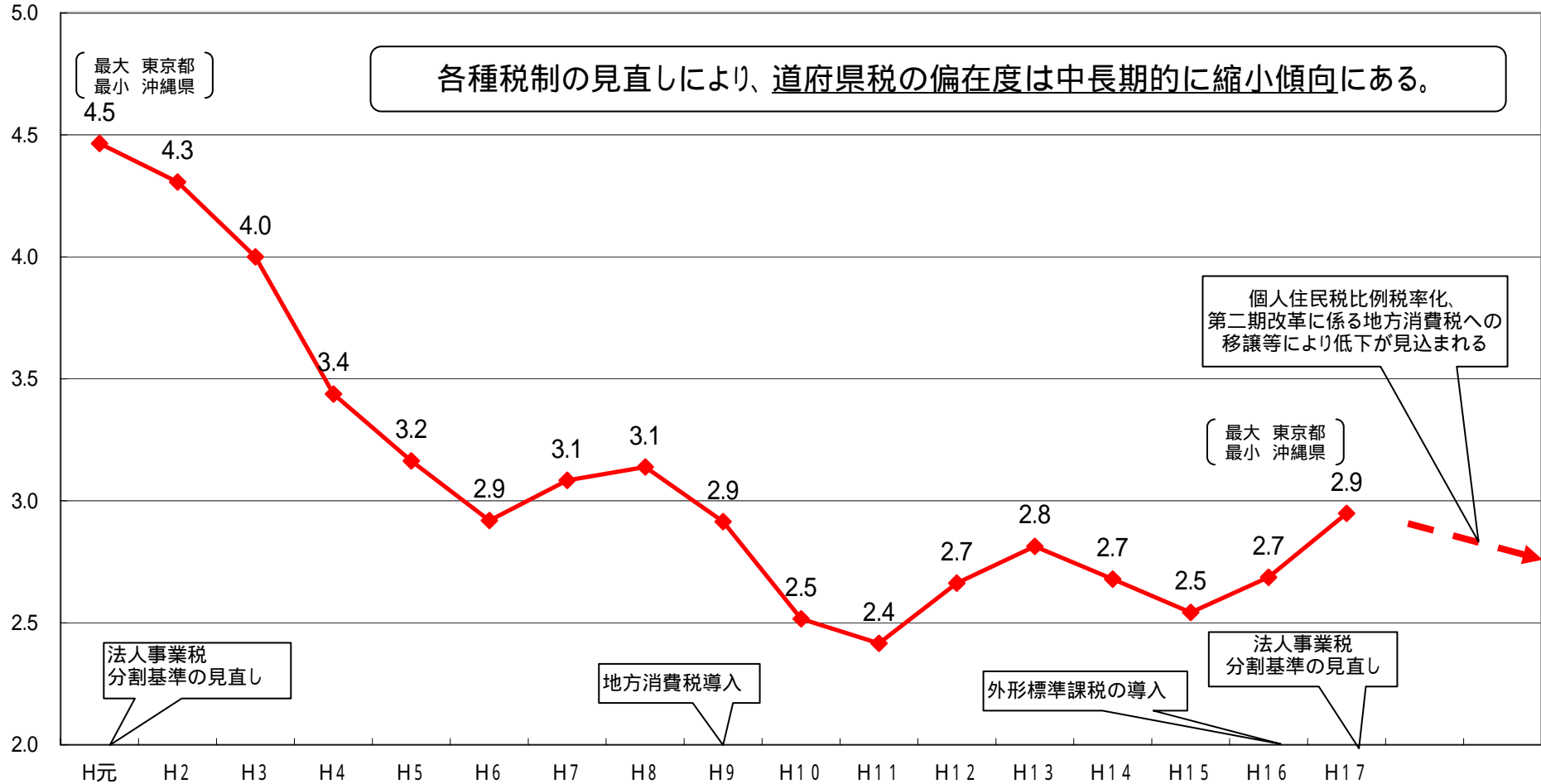
千円/人



ここで「一般財源」とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債の合計としている。  
法人二税及び地方税は、超過課税を除いている。また、都が徴収する市町村税相当額(法人市町村民税、固定資産税等)を除いている。

## 人口一人あたり税収額の偏在度の変化(道府県税)

最大/最小の倍率



「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの一人あたり税収額(道府県税)の最大値を最小値で割った数値。

税収額は超過課税を除いている。また、都が徴収する市町村税相当額を除いている。

人口は国勢調査人口を用いた。(H元-S60国調、H2~6-H2国調、H7~11-H7国調、H12~16-H12国調、H17-H17国調)